

野々市市
重層的支援体制整備事業
実施計画



令和7年10月

野々市市



～～～ 目 次 ～～～

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	重層的支援体制整備事業の実施について	
	(1) 重層的支援体制整備事業とは・・・・・・・・	3
	(2) 重層的支援体制整備事業に取り組むまで・・	4
	(3) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(4) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(5) 事業を実施する上で大切にしたいこと・・	5
3	重層的支援体制整備事業の実施体制について	
	(1) 事業全体のイメージ図・・・・・・・・・・	6
	(2) 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(3) 包括的相談支援事業・・・・・・・・・・	7
	(4) 地域づくり事業・・・・・・・・・・	10
	(5) 多機関協働事業・・・・・・・・・・	12
	(6) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・・	13
	(7) 参加支援事業・・・・・・・・・・	13
4	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

1 はじめに

近年、地域や家族など共同体としての「つながり」が希薄化していく中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、また制度の狭間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。

家族構造の変化と多様化により、生活課題も複雑化や複合化が進んでおり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、十分に生活課題に対応できないケースも増加しています。

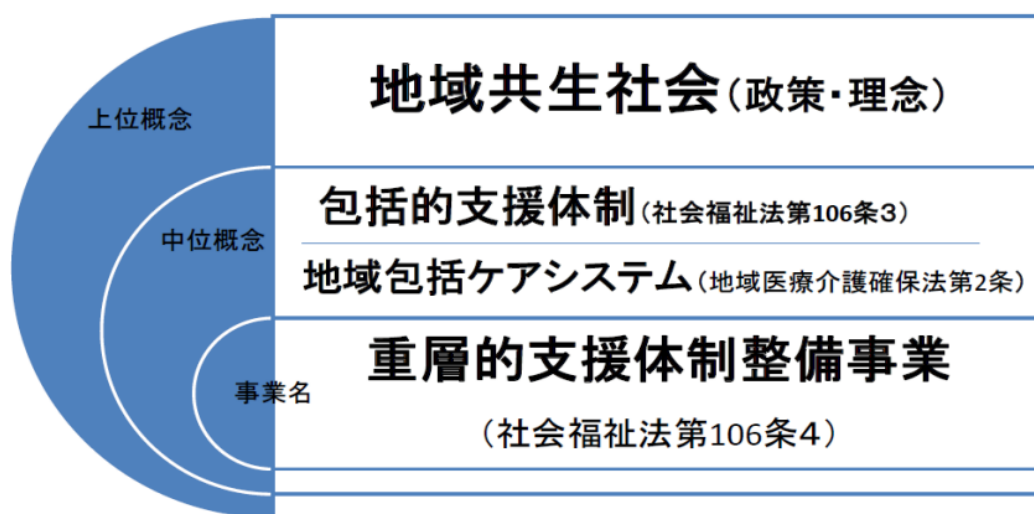
日本の社会保障制度は、歴史的にも高齢者、障害者など、専門分野単位で制度設計され一定の成果をあげてきましたが、複雑化・複合化した課題への対応という点で課題を抱えています。

また、これまでも地域共生社会の実現に向け、それぞれの分野の支援窓口や支援団体が努力を続けてきました。しかし、これまで社会保障制度を現場で支えてきた福祉専門職や支援者に与えられた時間や資源の範囲では対応が難しいケースも増えています。そして、「生きづらさ」を抱える住民を支える専門職や支援団体もまた、縦割りの制度や組織、支援の仕組みに、「支援しづらさ」を感じています。

こうした制度や組織に関する「支援しづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援していこうとするのが重層的支援体制整備事業です。

野々市市で行う重層的支援体制整備事業は、新たな窓口を作るのではなく、既存の支援機関や専門職の負担を軽減しながら、地域の支援力の限界点を引き上げ、効果的に住民を支援していき、「人と人がつながる」地域づくりを進めていくことで、その先の地域共生社会の実現を目指します。

概念の整理



重層的支援体制整備事業推進人材育成研修資料（包括的支援体制の制度的理解・考え方：原田正樹氏）

2 重層的支援体制整備事業の実施について

(1) 重層的支援体制整備事業とは

令和3（2021）年4月に創設された重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現を目的として、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題など、従来の高齢者・障害者・子ども・生活困窮者といった対象者別の単独の制度では十分にケアしきれない複雑化・複合化したケースについて対応していくため、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築し、悩みを抱えた人・世帯に寄り添った伴走型の支援を行う仕組みをつくれるよう設けられた事業です。

また、本事業は、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かす中で、各分野の制度や縦割りのハードルを下げることにより、各分野間のスムーズな連携を促し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「世代や属性を問わない相談支援」「地域づくりに向けた支援」「多様な社会参加支援」を一体的に実施することとされています。

重層的支援体制整備事業における各事業の概要

事業名	既存制度の対象事業名及び新規事業の概要
包括的相談支援事業	【介護】地域包括支援センター運営事業
	【障害】障害者基幹相談支援センター機能強化事業
	【子ども】利用者支援事業
	【生活困窮】生活困窮者自立相談支援事業
地域づくり事業	【介護】地域介護予防活動支援事業
	【介護】生活支援体制整備事業
	【障害】地域活動支援センター機能強化事業
	【子ども】地域子育て支援拠点事業
	【生活困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
多機関協働事業	<新>各関係機関の役割や支援方針を明確にするための調整
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<新>ひきこもり等の長期的な伴走支援
参加支援事業	<新>社会とのつながりを構築するための多様な参加の場を提供

(2) 重層的支援体制整備事業に取り組むまで

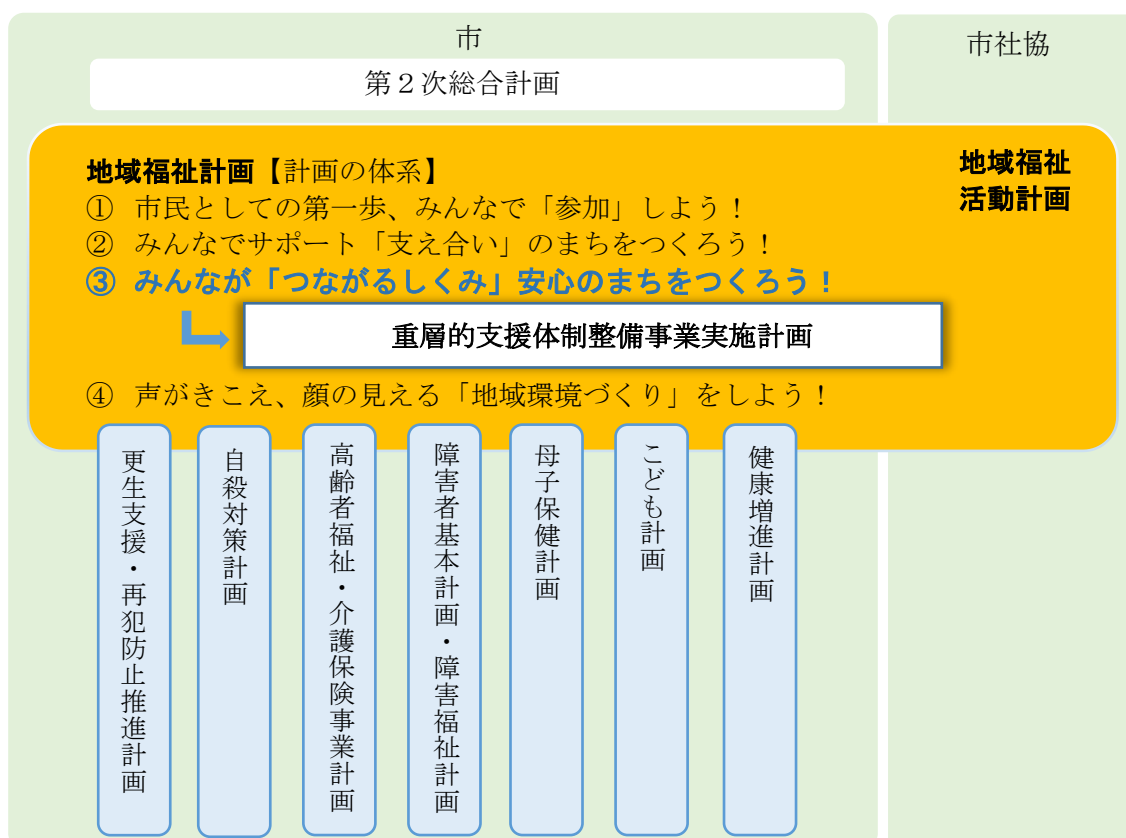
本市では第2次総合計画（令和4年度～令和13年度）に「地域共生社会の構築」をかかげ、第3期地域福祉計画（令和5年度～令和9年度）においても「包括的な地域づくり、重層的な相談支援体制づくり」、「市民との協働による地域づくり」を推進してきました。

さらに、令和5年度からは健康福祉部に「福祉連携調整室」を設置し、市役所内の組織が連携しやすい体制をつくり、各取組を実施してきました。各計画への位置づけと組織内の連携体制が整ったことを受け、令和7年度よりさらに推進を図るため「地域共生推進室」に再編し、重層的支援体制整備事業を実施することとしました。

(3) 計画の位置づけ

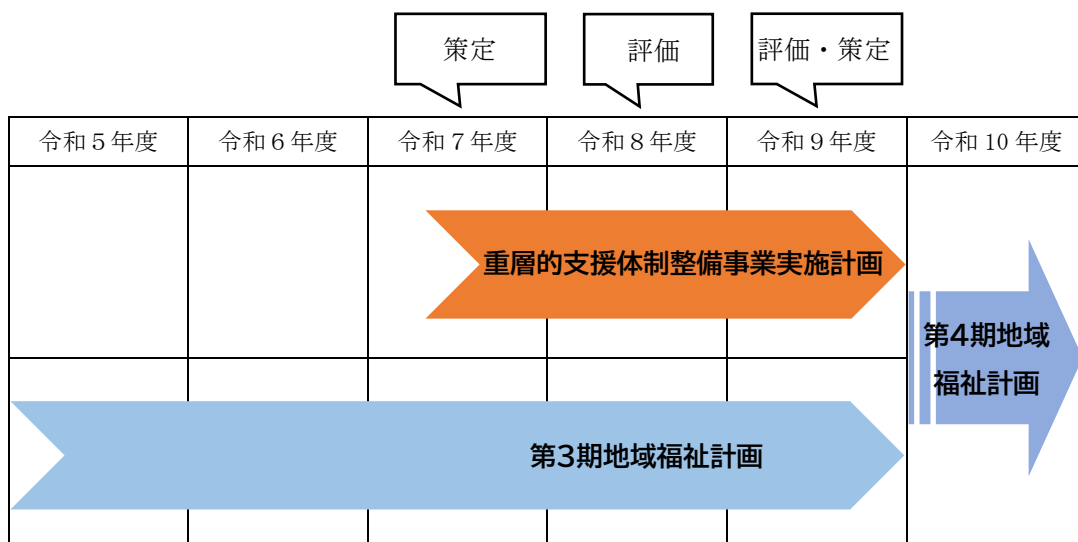
社会福祉法第106条の5において「重層的支援体制整備事業を適正かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。」と規定されており、同法に基づき策定する市町村計画となります。

本市の最上位計画である「第2次総合計画」、上位計画である「第3期地域福祉計画」に地域共生社会の理念などの共通部分は記載されていることから、本事業の実施のために必要な事項に特化した内容とします。



(4) 計画期間

本計画の計画期間は令和9年度末までとし、毎年度評価・見直しを行います。さらに、令和10年度からは野々市市地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含します。



(5) 事業を実施する上で大切にしたいこと

市において包括的な支援体制を整備するにあたり、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化することが必要です。したがって、この事業においては、市内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となります。

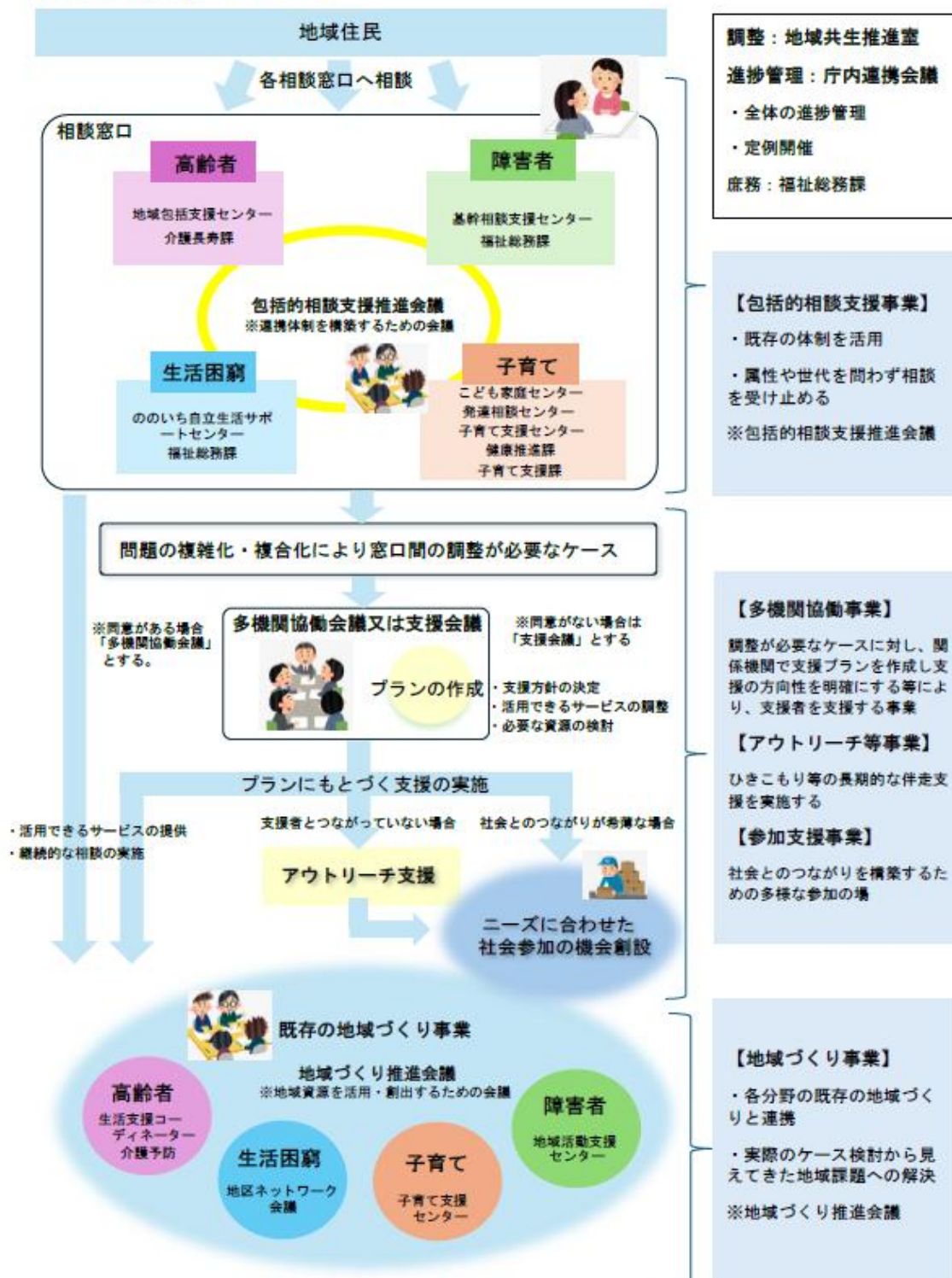
また、この事業は、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、**「チーム」として支援していく仕組み**でもあります。

したがって、市における重層的支援体制整備事業の担当部署及び担当者は、既存の支援関係機関等を支援する、いわゆる**「支援者支援」の機能を担う**べきであって、個別の対象者への支援や、地域活動への支援を一手に担ってしまうことは、決して望ましいものではありません。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりにかねないことに留意が必要です。

3 重層的支援体制整備事業の実施体制について

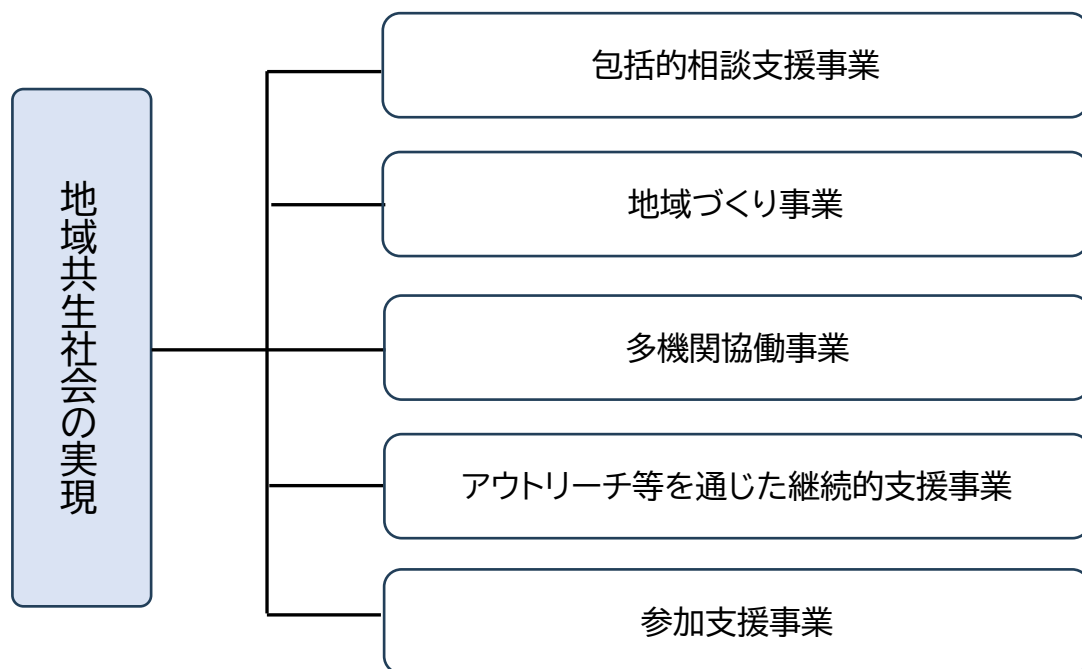
(1) 事業全体のイメージ図

重層的支援体制整備事業イメージ図



(2) 実施事業

地域共生社会の実現を目指して、重層的支援体制整備事業では以下の事業に取り組めます。



(3) 包括的相談支援事業

複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間への問題に対応するために、「包括的相談支援推進会議」を設置し、次の①～⑧の事業における各相談窓口の顔の見える関係づくり、丁寧につなぐためのルールづくりを行い、時間が経っても人が変わっても継続できる体制を構築していきます。

【市が実施する具体的な取り組み】

- ◆各相談窓口の顔の見える関係づくり
 - ・事例検討等を定期的に実施する。
 - ・各相談窓口の対象者やその事業、支援方法などが見える化した媒体の作成
- ◆丁寧につなぐためのルールづくり
 - ・つなぐ先が曖昧な課題の明確化
 - ・各相談窓口の共通したルールづくり

① 地域包括支援センター運営事業

事業内容	介護・医療・福祉などの専門職が連携して、さまざまな面から総合的な支援を行う。
実施方式	委託
支援機関	本町地区地域包括支援センター（扇翔会） 富奥地区地域包括支援センター（洋和会） 郷・押野地区地域包括支援センター（扇翔会）
所管課	介護長寿課

② 障害者基幹相談支援センター機能強化事業

事業内容	障害のある方やその家族等に対し、各種相談や情報提供、障害福祉サービス事業所との支援の調整を行う。
実施方式	市直営＋委託
支援機関	障害者基幹相談支援センター（本体）１か所 障害者基幹相談支援センター（一部機能）４か所
所管課	福祉総務課

③ 利用者支援事業（こども家庭センター型）

事業内容	妊娠期から子育て期までのさまざまな相談に対応する総合相談窓口として、必要な情報提供や支援を行う。
実施方式	市直営
所管課	子育て支援課

④ 利用者支援事業（基本型：子育て支援センターみって）

事業内容	就学前の子どもを持つ親と子どもが利用できる「遊びのひろば」を開放している。子育てについての相談ができるほか、一時預かり保育、病後児保育、ファミリーサポートセンター事業を実施している。
実施方式	市直営
所管課	子育て支援課

⑤ 母子・父子家庭相談事業

事業内容	母子・父子自立支援員を中心として、母子家庭及び父子家庭の生活全般、子の養育、各種貸付制度等に関する相談に対応する。
実施方式	市直営
所管課	子育て支援課

⑥ 発達相談センター運営事業

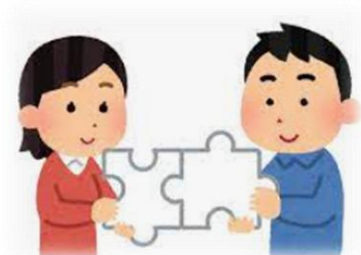
事業内容	心身の発達に関する相談や支援の総合的な窓口。発達の気になる幼児から成人の方に対してのアドバイスや、関係機関と連携して継続的な支援を行う。
実施方式	市直営
所管課	子育て支援課

⑦ 母子保健事業

事業内容	母子の健康の保持増進のために、妊娠・出産・子育て期にわたり切れ目のない支援を行う。
実施方式	市直営
所管課	健康推進課

⑧ 生活困窮者自立相談支援事業

事業内容	仕事や住まいがなく生活に困っている方に対し、どのような支援が必要か一緒に考え、支援プランを作成して自立に向けた支援を行う。
実施方式	委託（市社会福祉協議会）
支援機関	ののいち自立生活サポートセンター
所管課	福祉総務課



(4) 地域づくり事業

一体的な地域づくりを推進するため、「地域づくり推進会議」を設置し、各関係課の室次長より選任された職員によって、取り組みを推進します。

「地域づくり推進会議」では、下記の①～⑤の事業の対象者や内容を整理し、各機関が情報共有するとともに、必要な地域資源の発掘や不足している資源の開発を行います。

【市が実施する具体的な施策】

- ◆市内の地域資源の見える化と活用しやすい媒体づくり
- ◆生活圏域を意識した地域資源の開発・活用

① 地域介護予防活動事業

事業内容	地域の通いの場について、立ち上げ・継続支援を行う。 高齢者自らが介護予防に取り組むことができるよう、介護予防ポイント事業を実施する。
対象者	地域住民
支援機関	介護長寿課高齢者福祉係、各地区地域包括支援センター
所管課	介護長寿課

② 生活支援体制整備事業

事業内容	生活支援コーディネーターを配置することで、地域課題を掘り出し、地域包括支援センターやボランティア等と連携して、地域で高齢者が生活できる環境を整える。
対象者	地域住民
支援機関	市社会福祉協議会
所管課	介護長寿課

③ 地域活動支援センター機能強化事業

事業内容	創造的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等の場を提供する。
対象者	障害のある方、必要のある方
支援機関	地域活動支援センターののいち
所管課	福祉総務課

④ 地域子育て支援拠点事業

事業内容	子育て支援センターを地域子育て支援拠点とし、子育て中の不安や疑問などを気軽に相談できる子育て相談、育児講座、一時預かり、育児サークルの支援などを行う。
対象者	乳幼児及びその保護者
支援機関	市子育て支援センターみって 子育て支援センターはくさん（はくさん福祉会） 子育て支援センターエンジェル（紫志の会） 子育て支援センターふじひら（久楽会） 子育て支援センター和光（和光会） 子育て支援センターアリス（愛里巣福祉会） 子育て支援センターあおぞら（白帆会） 子育て支援センタープルチーノ（ミドリ保育園） 子育て支援センターあわだ（久楽会）
所管課	子育て支援課

⑤ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

事業内容	公民館単位の地区において、地区の課題を住民同士で話し合い解決方法を検討する地区ネットワーク会議を開催する。
対象者	地域住民
支援機関	市社会福祉協議会
所管課	福祉総務課



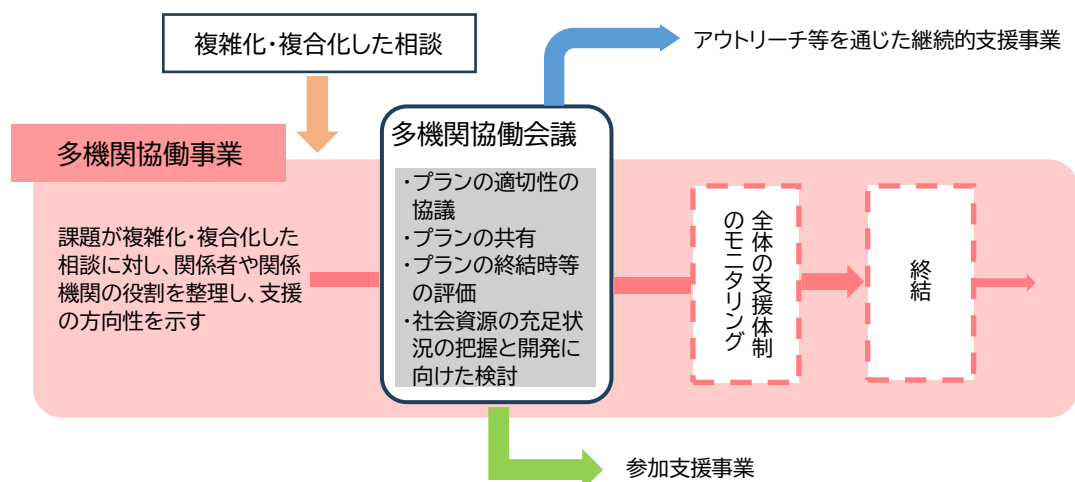
(5) 多機関協働事業

多機関協働事業は、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した世帯の対応について、多機関協働会議・支援会議を開催し、支援の方向性等を関係機関と協議し課題解決に向けた支援を進めます。また、包括的な支援体制を構築できるよう庁内連携や関係機関との連携の強化を図ります。

事業内容	・調整役を配置し、多機関協働会議、支援会議の運営を行う。 ・複雑化・複合化した事例の相談受付、アセスメント・プラン作成、評価を実施する。 ・個別課題から地域課題を抽出し庁内連携会議へ提案、施策化への検討を行う。
実施方式	市直営
支援機関	福祉総務課地域福祉係（地域共生推進室庶務）
所管課	福祉総務課

【多機関協働会議・支援会議】

会議体	多機関協働会議	支援会議
同意の有無	本人・家族の同意がある場合	本人・家族の同意がない場合



(6) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。

また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指します。

事業内容	・各種会議、支援関係機関との連携を通じて、複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。 ・本人と直接対面や継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。
実施方式	委託（市社会福祉協議会）
支援機関	市社会福祉協議会
所管課	福祉総務課地域福祉係

(7) 参加支援事業

参加支援事業では、既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している要支援者に対し、高齢、障害、子ども、生活困窮等の既存制度と連携をとり、本人の希望と地域の資源との間の調整を行います。

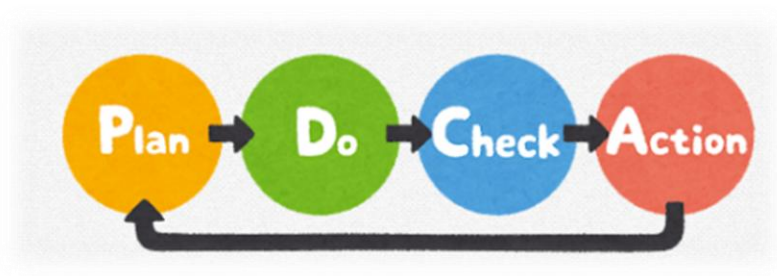
事業内容	・社会とのつながり作りに向け、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握しながら、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。 ・本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップを行う。
実施方式	市直営
所管課	福祉総務課地域福祉係



4 推進体制

計画の推進にあたっては、地域共生推進室の室長（健康福祉部長）と室次長（健康福祉部の5課長）で構成する庁内連携会議を推進機関とします。

P D C Aサイクルに基づき、毎年、事業の実施状況の評価を行い、改善点を見つけ出した上でさらに取り組みを推進します。



野々市市重層的支援体制整備事業実施計画

令和 7 年 10 月

